

川島町農業委員会 12月定例会 会議録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 午後1時25分～午後2時55分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

- | | |
|--------------|-----------|
| 1番 横田 正雄 | 2番 小高 春雄 |
| 3番 宇津木 忠明 | 5番 染谷 和廣 |
| 6番 稲毛 茂作(欠席) | 7番 遠山 いづみ |
| 9番 木村 悟 | 10番 山崎 清 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 中山地区 | 関口 孝美 | |
| 伊草地区 | 中村 正宏 | |
| 三保谷地区 | 鈴木 健 | 松本 二三男 |
| 出丸地区 | 岡田 茂雄 | |
| 八ツ保地区 | 福島 和利 | 木村 淳一 |
| 小見野地区 | 杉山 進 | 永瀬 芳和 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一
事務局次長 兼松 勉
事務局員 丸山 敬之
書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」について 会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名した。 (7番 遠山委員、8番 横川委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定」について 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告」について 令和7年12月18日(木)鳩山町役場において「令和7年度第1回農業委員会比企地区協議会理事会」に江間事務局長、利根川会長が出席した。 ① 令和6年度事業報告及び収支決算報告。 ② 令和7年度事業計画案及び収支予算案について。 ③ 今後の事業等について。 報告、協議がされた。
議長	日程第4「県許可等の状況」について事務局から朗読・説明を求めます。

事務局

「県許可等の状況」について説明を行った。

議長

ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。

(質疑なし、次の日程に移る)

議長

日程第5「議案」

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第1号 番号1から番号6について説明を行った。

議長

説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

木村委員

番号1・2について補足説明を行った。

継続審議となった案件です。継続審議となった理由は、正式に農地を所有する前に、譲受人がプレハブを設置していた為です。まち整備課との協議に加え、埼玉県建築安全センターに確認したところ、このプレハブは建築物に該当するとの回答であり、撤去しない限り農地法第3条での許可はできないとの判断になりました。この結果を受けて12月中旬に撤去が行われ、12月22日に現地確認したところ、問題は解消されたことを確認しました。

横川委員

番号3について補足説明を行った。

横田委員

番号4・5について補足説明を行った。

横川委員

番号6について補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員

番号1・番号6の譲受人は町外在住で、取得する農地は1,000㎡以上ありますが、自宅からの距離や通勤時間はどのくらいですか。また、取得後に農地をすべて耕作することが可能なかどうかを伺います。

事務局

番号1・番号6の譲受人はいずれも、自宅から農地まで20～30分程度と伺っています。面積が1,000㎡を超えていることについてですが、番号1の方は野菜で一部を使っていますが、いちじくの栽培を考えており、苗木を植えるとほぼ全ての面積を使い切る計画だそうです。

番号6の方は、季節の野菜を耕作していくということで、場所を管理しながらセクション分けをしていくとのこと。また、番号6の譲受人は、農地付き空き家を取得し、現地にお住まいになるとのことです。

染谷委員

番号6の案件について。我々が審査をして、拒否要件がなく許可ができますが、埼玉県にお伺いを立てることは可能か。心配な部分があるので、県にお伺いする方がいいかと思います。

事務局

第3条申請ということで、町の農業委員会での許可案件でございますが、そういった心配もございましたので、県と、埼玉県農業会議にも確認いたしました。いずれも、拒否をする理由はないそうです。その中で本人の今後の展望、その辺りを確認した上で、町の農業委員会で判断して欲しいとのことでした。外国人による農地の取得については、新聞等の報道もありますので、心配されるところではありますが、拒む要件はございません。町としましても通常どおり、今後の展望などを確認した上で今回の審議とさせていただきます。

遠山委員

番号6について。空き家を取得するのが先で、次が農地なのか。それとも同時なのか。取得の流れを教えてください。

事務局 家と土地のセットでの売買となっており、同時となります。

遠山委員 農地も取得したとして、以前には5年間くらい経過を見るという決まりがあったと思います。何を作付けしているのか、報告の必要はありませんでしたか。

事務局 農地取得後の「三年三作」のことかと思えます。「三年三作」に伴う報告の類は、前回の農地法改正の際になくなったと認識しております。最適化パトロールの中で確認をする必要はあるかなと考えておりますが、報告書の提出は求めておりません。

遠山委員 農地付き空き家に住む場合、必ず農地で作付けしなければならないのか、そうでもないのか。

事務局 農地を取得する以上、農地法第3条での手続きになりますので、農地を農地として使うというのが必要な要件になります。

遠山委員 現在はどこかで土地を借りて、作付けをしているということですか。

事務局 現在は賃貸住宅にお住まいで、現在お住まいの地域で会社を運営されています。そういう状況の中で家庭菜園をされていた経歴がございます。

鈴木委員 令和6年度の川島町の空き家の状況、390世帯となっているが、農地付きはどれくらいですか。

事務局 調べて次回以降報告いたします。

質疑終結

議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第2号 番号1について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
木村委員	番号1について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。 (質疑なし)
議長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第3号 番号1について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
横田委員	番号1について補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。
山崎委員	堆肥舎の建蔽率ですが、敷地面積に対する建物の面積を計算すると、73.9%と高くなっています。農地転用面積が必要最小限となっており、問題ないと思われませんが 川島町の都市計画制度では市街化調整区域の建蔽率は原則として60%、場合によっては70%以下となっている様なので、農地転用が許可された後、建築確認をとる場合の許可見込みについて伺います。

事務局 今回の開発に伴い、事前にまち整備課とも協議をしておりますので、問題無く許可されるものと考えております。

山崎委員 建築確認は必要になりますか。農業用施設の場合は開発許可はいらぬと思うが、そのあたりはどうなっているのですか。

事務局 農業用施設に当たりますので、通常の住宅とは条件が違っていると伺っております。

山崎委員 では建蔽率は問題ないのですか。農地転用ですから必要最小限度でいいが、その後建築確認となったときに要件にひっかかるのではないかと思うのですが、その確認はとれていますか。

事務局 建蔽率と建築確認の件ですが、まち整備課にも確認をしました。今回の件に関して建築確認は不要とのこと。また、建築確認不要のため建蔽率についても規定は適用されないという事です。農業用施設ですので、開発許可も不要となります。

山崎委員 建築確認がいらぬということは、建物に該当しないのか。

事務局 はい、農業用施設は該当しません。

山崎委員 農業用施設でも、基礎と屋根があれば建築物になるのではないですか。

事務局 堆肥舎の場合は、建築に使用する素材や材質等の関係で建築物とみなさない、とのことで、ただ今確認してまいりました。

質疑終結

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 新年会について

議長 事務局の説明が終わったので全体を通しての質疑を受け付けます。

小高委員 国がメガソーラーの関係で新たな規制に関する案を提出しました。そうした中で大規模な自然災害とか、環境問題等を考慮し、太陽光発電事業を規制していく方針が決まりましたが、川島町でこれから太陽光を設置した場合は、この規制に該当するのかもしれないのか。

事務局 我々も聞いておりますが、詳細までの確認はとれておりません。現在、相談いただいている案件に対し、どこまで影響が出てくるのか、国の動向も見ながら対応していきたいと考えております。

小高委員 川島町は優良農地が広がっており、その中で太陽光発電をするのは好ましくないということで、この会議でも発言しているのですが、国の20項目の中でどのようなところが該当してくるのか。川島町でこれから太陽光をやる場合に、該当するのかもしれないのか、1月の定例会までに調べられるところまで調べて欲しいと思います。わかる範囲でよいのでお願いします。

事務局 承知いたしました。

染谷委員 10月27日(月)に事業者からの説明がありましたが、政府から規制についての発表がされた後の動向についても教えてください。

事務局 そちらも併せてご報告いたします。

議長 以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委

員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。
(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 番号2について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 番号3について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 番号4について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 番号5について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 番号6について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号

1 から 6 の申請については、「許可」とすることに決定しました。

議長

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」
番号 1 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(全員賛成)

議長

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」
番号 1 については、「許可相当」とすることに決定いたしました。

(全員賛成)

議長

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」
番号 1 について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求め
ます。(全員賛成)

議長

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」
番号 1 については「許可相当」とすることに決定いたしました。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 7 年
1 2 月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名
する。

議 長

利根川 洋光

7 番 遠山委員

遠山 いづみ

8 番 横川委員

横川 公久